

(案)

大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて

大学図書館においては、紀要等の大学が刊行する定期刊行物について、次のように扱うこととする。

1. 大学が刊行する定期刊行物については、各大学図書館が受入した時点で「発行後相当期間」を経過したものとみなす。ただし、以下に該当するものは除く。
 - (1) 販売されているもの
 - (2) 著作権等管理事業者に権利委託されているもの
 - (3) 著作権等を学会等の大学以外が有しているもの
2. 図書館間協力によって文献複写の依頼があった場合、前項と同様とする。

【経緯】

著作権法第31条第1項第1号では、利用者の求めに応じて図書館資料を用いて公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合、著作権者に無許諾で複製ができる旨を定め、さらに発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された著作物については全部を複製できる旨が定められている。

国公立大学図書館協力委員会は、当時、学術論文や文芸作品などの言語の著作物の利用に関する唯一の窓口であった日本複写権センターとの合意に基づき、平成15年1月に「大学図書館における文献複写に関する実務要項」（以下、「要項」という。）を策定した。

この要項では、「発行後相当期間」を「次号が既刊となったもの、または発行後3か月を経たもの」とし、この要項に基づく運用が一般的となっている。

大学が発行する代表的な定期刊行物として紀要があり、その刊期はさまざまであるが、多くは年刊や半年刊である。これらを要項に基づいて運用すれば発行から3か月を待たなければ、掲載された著作物を無許諾で複製できないが、多くの大学で機関リポジトリが設置されるようになり、紀要をはじめとする大学の刊行物に掲載された著作物が、刊行後、日をおくことなくコンピュータ・ネットワークを通じて利用できるようになりつつある。また、一般に紀要等は販売ではなく交換で流通し、複製による経済的損失は発生しないと考えられる。